

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



インボイス制度の導入迫る ～免税事業者にも決断の時～

町田市経営診断協会 中畑 慎博 (中小企業診断士)

●インボイス制度とは

2019年10月に、消費税に8%と10%が混在する、複数税率制度がはじまりました。

それに合わせて、新しい仕入税額控除の「適格請求書等保存方式」が、2023年10月よりはじまります。

これが、いわゆるインボイス制度といわれるものです。

消費税の納付額は、売上時に受け取った仮受消費税から、仕入時に支払った仮払消費税を差し引いて、計算します。

インボイス制度がはじまると、仕入時の仮払消費税として認められる請求書が、「適格請求書発行事業者」が発行したものだけに限られます。

●売り手側の注意点

適格請求書発行事業者として登録すると、得意先の求めに応じて、図1のような適格請求書を発行すること、および、その写しを保存することの義務が生じます。

図1：適格請求書の例 (国税庁資料をもとに筆者作成)

この適格請求書には、次の内容を記載する必要があります。

- ① 発行事業者の名称と登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象か否か）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額と、適用税率
- ⑤ 消費税額
- ⑥ 請求書を受け取る事業者の名称

●買い手側の注意点

インボイス制度では、売り手側だけではなく、買い手側にも義務が生じることに注意してください。

買い手側には、一定の情報を記載した帳簿と、受け取った請求書の保存が

必要となります。

帳簿に記載する内容は、次の図2をご覧ください。

総勘定元帳（仕入）		※軽減税率対象	
月	日	摘要	借方
11	30	(株)C 食料品※	8% 86,400
11	30	D(株) 文房具	10% 44,000

図2：帳簿の例 (国税庁資料をもとに筆者作成)

- ① 課税仕入の相手の名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象か否か）
- ④ 対価の額

●免税事業者への影響

現在の税制では、課税売上金額が一千万円以下である事業者は、消費税の納税を免除されています。

今回のインボイス制度の導入では、これら免税事業者も少なからず影響を受けることが予想されます。

図3に、消費税の受払を表しましたのでご覧ください。

B社は、C社とD社から仕入を行い、A社に販売しています。消費税は、モノの流れとは逆に、A社から受け取り、C社D社に支払っています。

この差額（A-C-D）がB社の納付消費税額になります。

このときD社が「適格請求書発行事業者」ではないとすると、インボイス

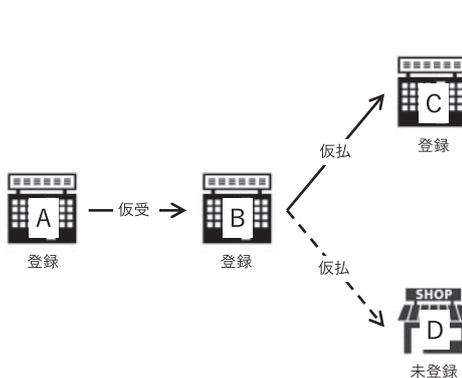


図3：消費税の受払

今回は、インボイス制度の概要について説明しました。

より詳細な情報については、国税庁のホームページなどで確認されることをお勧めします。